

# 会 議 録

第 1 2 回定例会

開会 平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日

## 教育委員会会議録

1 開 会 平成25年10月17日 午後1時00分

2 閉 会 平成25年10月17日 午後2時00分

3 出席委員 委員長 佐藤 紘子  
委 員 西 泰宏  
委 員 坂口 裕昭  
委 員 (教育長) 佐野 義行

4 出席者 副 教 育 長 小原 直樹  
教 育 次 長 富樫 敏彦  
教 育 次 長 藤井 伊佐子  
教 育 総 務 課 長 川村 章二  
コンプライアンス推進室長 末善 守  
教 職 員 課 長 松山 隆博  
学 校 政 策 課 課 長 前田 幸宣  
生涯学習政策課長 井上 薫  
教育総務課副課長 阿部 淳子

[開 会]

委員長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

委員長 配布されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

委員長 会議録を承認する旨を告げる。

[教育長報告]

教育長 9月定例県議会における質疑概要について報告する。

〈質 疑〉

なし

[議 事]

委員長 議案第45号、46号及び報告事項1を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

委員長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《議案第47号 徳島県社会教育委員設置条例の改正について》

委員長 説明を求める。

生涯学習政策課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

坂口委員：現行の第4条を削除することになっているが、これは今回の社会教育法の一部改正と直接関係はないが、どうして削除するか。

生涯学習政策課長：徳島県の他の審議会等の設置条例と照らし合わせ、法規の整備合理化を図るとともに、徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条12項において、「教育委員会は、法令又は条例に基づく附属機関の委員を任命し、若しくは委嘱し、又は解任し、若しくは解職すること。」とされており、条例で定めていなくても解職できるので削除した。また、他の県の審議会の設置条例等も同様の措置がとられている。

委員長：条例を改正しても委員の選任等で大きな変化はないのか。

生涯学習政策課長：これまでは、社会教育法の委嘱の基準に基づいて選任してきた。  
当該地方公共団体が条例を定めるにあたっての文部科学省令の参酌すべき基準がこれまでの委嘱の基準と同一の内容であったので委員の選任については変わらない。

委員長 議案第47号を原案どおり決定してよいかを諮る。  
各委員 異議なし。  
委員長 議案第47号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項2 人事委員会勧告等の概要について》

委員長 説明を求める。  
教職員課長 内容等を説明する。  
〈質 疑〉  
なし

[非公開]

《報告事項1 「公益通報の受付・処理状況」（平成25年7月～9月）について》  
《議案第45号 「訴えの提起に係る県議会議案の提出」について》  
《議案第46号 「平成25年度藍青賞（前期）の受賞者」について》

（非公開につき、議事内容については省略）

[閉 会]

委員長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉 会 午後2時00分